

いわてグリーン農業推進会議設置要領

（設置）

第1 「岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（計画期間：令和5年度～8年度）」に掲げる取組を着実に推進するため、関係機関・団体で構成するいわてグリーン農業推進会議（以下「本会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 本会議の所掌事務は次のとおりとする。

- （1） 環境負荷の低減に取り組む農業者の取組拡大に関すること
- （2） 有機農業の推進に関すること
- （3） 有機農産物等の流通・消費促進に向けた販路拡大や理解醸成に関すること
- （4） その他、環境負荷低減の取組に関すること

（組織）

第3 本会議は、別表に掲げる機関・団体の役職員をもって組織する。

- 2 本会議には、必要に応じて会長が指名した機関・団体の役職員を加えることができるものとする。

（会長及び副会長）

第4 本会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、岩手県農林水産部農政担当技監を、副会長は、岩手県農業協同組合中央会営農農政部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5 本会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 第3の1項に掲げる者は、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

（意見の聴取）

第6 会長は、その職務を遂行するため、必要があると認めるときは、機関・団体の役職員や学識経験者等から意見を聴くことができる。

(事務局)

第7 本会議の所掌事項に係る事務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、岩手県農林水産部農業普及技術課に置く。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は、令和5年9月7日から施行する。

この要領は、令和6年6月7日から施行する。

この要領は、令和7年4月24日から施行する。

別表（第3関係）

機関・団体	役職
東北農政局岩手県拠点	総括農政推進官
岩手県農業協同組合中央会	営農農政部長
全国農業協同組合連合会岩手県本部	営農支援部長
岩手県農業農村指導士協会	事務局長
岩手県有機農業連絡協議会	事務局長
岩手県有機JAS協議会	事務局長
岩手県消費者団体連絡協議会	事務局長
一般社団法人岩手県植物防疫協会	事務局長
花巻市農林部	農政課長
一関市農林部	農業技術開発センター所長
岩手県農林水産部	農政担当技監